資料２－①

これまでの議論を踏まえた 教員免許更新制度に係る制度面・運用面の改善の方向性について

Ⅰ．免許状所有者・関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

１．現状と課題

○　教員免許更新制度の導入により、教員免許状は、平成 21 年４月１日以降に初めて授与されたもの（通称：新教員免許状）と、平成 21 年３月 31 日以前に授与されたもの（通称：旧教員免許状）とに、制度的に区別される。

○　新教員免許状は、免許状ごとに有効期間の満了日の定めがあり、二以上の免許状を有する場合、最も遅い日が有効期間の満了日となる。新教員免許状は、有効期間の満了日以前２年２か月の間に免許状更新講習を受講・修了し、申請期限（有効期間満了日の２か月前）までに、免許管理者に対し、有効期間更新の申請を行う必要がある。これらを行わない場合、免許状は失効する。

○　この特例措置として、申請した者が、知識技能そのほかの事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合には、免許状更新講習を修了することなく、有効期間の更新を行うことが可能である。

○　また、現職教員のうち、免許状更新講習を受けることができない者や、文部科学省令で定めるやむを得ない事由により免許状の有効期間の満了日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な者は、申請により有効期間を延長することができる。

○　一方、旧教員免許状は、有効期間の定めがない。旧教員免許状を所有する場合、平成 21 年４月１日以降に他の教員免許状を授与された場合においても、当該免許状は旧教員免許状となり、有効期間は付されない。旧教員免許状を所有する者は、所有者の生年月日に基づき定められた修了確認期限以前２年２か月の間に免許状更新講習を受講・修了し、申請期限（修了確認期限の２か月前）までに、免許管理者に対し、修了確認の申請を行う必要がある。

これらを行わない場合、現職教員の免許状は失効し、非現職教員の免許状の有効性は休眠状態となる。

○　この特例措置として、新教員免許状と同様に、申請した者が、知識技能そのほかの事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合には、免許状更新講習を修了することなく、次の修了確認期限の定めを得ることが可能である。

○　また、現職教員のうち、免許状更新講習を受けることができない者や、文部科学省令で定めるやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な者は、申請により修了確認期限を延期することができる。この申請は、平成 21 年４月１日以降にほかの教員免許状を授与された者や、修了確認期限が教員免許状の授与後 10 年を越えない者も対象となる。

○　上記のように、新教員免許状と旧教員免許状に係る制度は、共通点と相違点があり、両制度の正確な理解は容易ではない。このような中、制度開始後４年を経過した現在においても、免許状所有者の間には制度の認識不足や誤解が生じており、これまでに確認された問題として、次のような事例がある。

● 免許状更新講習の受講の必要性を認識しておらず、未受講のまま修了確認期限を経過。

　　例１：未受講により失効したことに気付かず勤務・授業実施。

　　例２：未受講により休眠したことに気付かず採用・授業実施。

● 免許状更新講習は受講したが、教育委員会に対する申請の必要性を認識しておらず、未申請のまま修了確認期限を経過。

　　例３：未申請により失効したことに気付かず勤務・授業実施。

　　例４：未申請により休眠したことに気付かず採用・授業実施。

● 免許状更新講習の免除要件に該当したが、教育委員会に対する申請の必要性を認識しておらず、未申請のまま修了確認期限を経過。

　　例５：未申請により失効したことに気付かず勤務（教員免許状不要職の事例）。

● 修了確認期限の延期要件に該当したが、教育委員会に対する申請の必要

性を認識しておらず、未申請のまま修了確認期限を経過。

例６：旧免許状所有者が、平成 21 年４月以降に授与された免許状を新教員免許状と思い込み、有効期間が先送りになったと誤解。

○　これらの事例のうち特に重大であったのは、公立学校教員の場合であり、修了確認期限をもって免許状が失効したことに伴い、教育公務員としての身分を喪失し、失職した例がある[1]。

○　また、国公私立いずれの学校においても、失効・休眠状態の免許状所有者が行った教育活動について、校長判断で補習を行う場合があり、児童生徒に負担が生じている。

２．これまでの議論を踏まえた改善の方向性（案）

○　上記のような事態は、現在、旧教員免許状所有者の一部に生じているが、その直接的な起因は、免許状所有者が、免許状更新講習の受講や教育委員会への申請の必要性・時期を正確に理解・把握できていないことにあると考えられる。

○　また、教員免許状は、授与を受けた後は一般的に自宅に保管することとなるが、保管場所を失念し紛失する例が少なくなく、免許状所有者が、教員免許状所有の重大性を真剣に捉えていない実状があることも指摘されている。

○　さらに、教員免許状は、その種類ごとにＡ４サイズ程度の紙媒体で授与されるが、所有者が複数枚の教員免許状を所有することも多く、このために、免許状所有者が、免許状を適切に管理しにくい面があると考えられる[2]。

○　しかしながら、特に新教員免許状所有者については、生年月日で免許状更

---

[1] 失職後、必要な手続を行い新たな教員免許状の授与を受けて再び公立学校の教員として任用されることは可能であるが、教育公務員（地方公務員）としての身分が途切れるため、給与のほか退職金等を含む生涯収入に影響が及ぶこととなる。なお、国私立学校の教員についても免許状が失効した時点で教員ではなくなるが、雇用契約等により、法人職員として勤務を継続することが可能である。

[2] 所有免許状の一部紛失のほか、修了確認の申請においては、免許状所有者が、現勤務校に係るものなど一部の所有免許状のみを対象に更新手続を行っている例があり得ることが指摘されている。

新講習の受講時期を特定できる旧教員免許状所有者と異なり、所有免許状のうち最も有効期間の満了日の遅い日が免許状更新講習の受講時期を定める基準日となる。このため、当該免許状を紛失した場合には、免許状更新講習の受講時期を誤る可能性があり、本来、所有免許状の管理を徹底することが不可欠である。

○　一方、都道府県教育委員会においては、各教育委員会が備える授与免許状の原簿情報を教員免許管理システムによって連結し、免許状所有者（個人）ごとに所有免許状情報を把握できる仕組みを構築している。しかしながら、免許状所有者が本籍や姓名の変更届けを適切に行っていない場合には、当該情報が変更された免許状と変更されていない免許状は、別人の情報として管理されることとなる。このため、授与権者や免許管理者が適切に免許事務を行えるようにするためにも、免許状所有者ごとに所有免許状情報を確実に管理できる環境を整備する必要がある。

○　併せて、現在、任命権者や雇用者、学校においては、現職教員に失効者が生じないよう、免許状更新講習の受講及び教育委員会への申請時期にある者の調査や管理簿の整備など、様々な工夫・努力が行われている。しかしながら、その事務負担は小さくなく、また、調査漏れを完全に防ぐことも困難であることから、失効者防止のための各種事務は、できる限り軽減する方向を目指すことが適当である。

○　以上のことを踏まえ、免許状所有者とともに、学校、採用者、免許管理者等が、免許状所有者の免許状情報のうち必要な事柄を一元的に把握し、簡便かつ的確に共有できる制度的仕組みの導入を検討する必要がある。

３．具体的な改善方策（案）

(1) カード化した「教員免許証」（仮称）の導入

○　免許状所有者が、免許状更新講習の受講時期や教育委員会への申請時期とともに、全所有免許状の種類を一元的に把握できるよう、カード化した「教員免許証」を導入し、免許状所有者が所有することとすることが適当である。

○　「教員免許証」には、所有免許状に関する全情報を電子的に記録するとともに、カードの表裏面に、免許状更新講習の受講時期や教育委員会への申請

時期、所有免許状の種類等を印字し、所有免許状の管理に必要な情報を簡潔に認識できるようにすることが望ましい。

○　「教員免許証」は、カードとすることにより、常時あるいは必要時に携帯することが容易となり、紙媒体の教員免許状と比較し、保管したまま所在不明となる事態を防止しやすくなるのではないかと考えられる。

□　ただし、「教員免許証」の携帯を義務付けることについては、慎重に考えるべきである。仮に学校勤務時における携帯を義務付ける場合には、携帯を忘れた際に教育活動が行えないのではないか、また、そのようなことが起こらぬよう携帯確認調査を行わなければならないのではないか、といった懸念や検討の必要が生じる。しかしながら、そのような厳格な対応は、学校にかえって混乱や事務負担をもたらしかねず、適当ではないのではないか。

□　なお、カード化した「教員免許証」に顔写真を添付するか否かについては、後述する「教員免許状情報証明書」（仮称）発行時の a. 本人確認の必要性と、b. 写真をカードに取り込む実務の手間や経費（発行料金）を考慮し、検討する必要があるのではないか。

□　また、教員免許状情報を全国的に適切に管理していくため、本籍や姓名の変更時における授与権者への届出は、義務とする必要があるのではないか。

（イメージ）

◆教員免許証（カード）

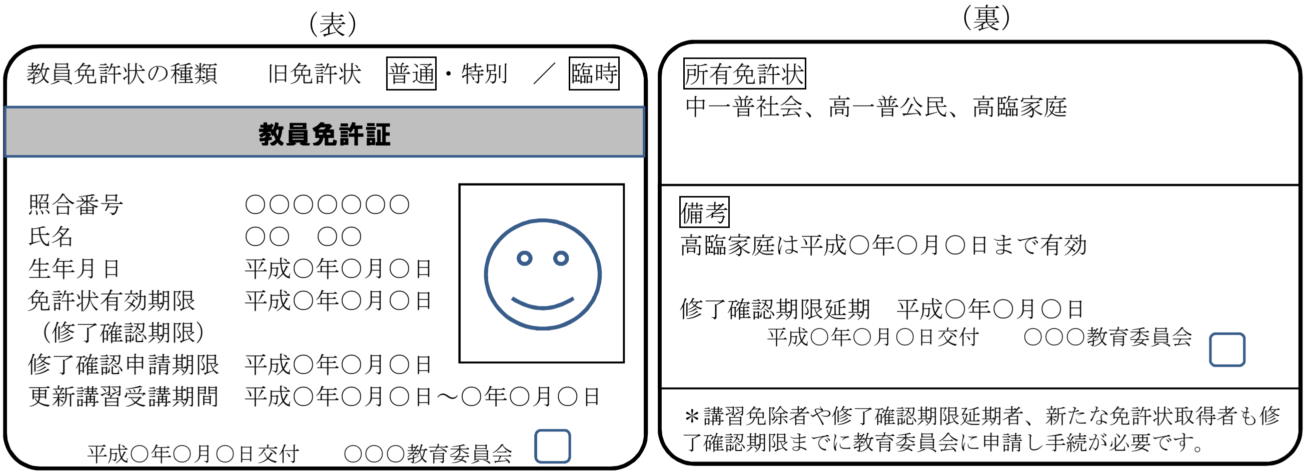

⑵教員免許状情報の学校関係者による確認システムの整備

○　免許状所有者が、「教員免許証」を免許管理者に提示することにより、「教員免許状情報証明書」（仮称）の発行を受けられるようにすることが適当である。当該証明書については、採用者が採用試験の際にその提出を求めるなど活用することが考えられる。

○　併せて、現職教員については、「教員免許状情報証明書」を、学校が備えなければならない表簿[3]とすることが考えられる。これにより、学校において、簡便かつ的確に、教員が所有する免許状の有効性や免許状更新講習の時期等を確認することができるようになる。

□　ただし、仮に、「教員免許状情報証明書」を全国の国公私立の学校における採用時に活用し、また、全学校において年度ごとに全教員の「教員免許状情報証明書」を備えることとした場合、免許管理者である教育委員会の証明書発行事務は膨大となると考えられる。

□　このため、カード化した「教員免許証」を所有者本人が提示することにより、採用者や管理職など学校関係者が「教員免許証」上の照合番号を確認してインターネット上の専用ページに入力して検索を行い、「教員免許状情報証明書」と同様の情報を参照・出力印刷・保管できるような、簡易検索システムを導入してはどうか。

□　これにより、免許状所有者自らが、所有する教員免許状情報の詳細を必要時に簡便に確認できるようになるとともに、採用時や毎年度初頭などの定期に「教員免許証」を学校等に持参し提示することを通じて、教員免許状所有の重大性を意識することとなり、「教員免許証」の紛失防止にも役立つのではないか。

□　また、学校は、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている[4]ことから、簡易検索システムから出力印刷し学校に備え付ける「教員免許状情報証明書」と同内容の書類については、各学校の実状や事情に応

---

3 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条
4 例：学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 43 条 「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」

じて、保護者等が閲覧できるようにすることが望まれるのではないか。

□　なお、「教員免許証」のカード表裏面の印字から認識できる教員免許状情報は限られるため、学校関係者をはじめとする第三者が電子的に記録された教員免許状情報を正式に確認したい場合には、当該情報について、教育委員会による証明が行われることが妥当である。

□　このため、簡易検索システムを導入した場合においても、所有者本人が「教員免許証」を提示することにより、教育委員会が正式な証明書として「教員免許状情報証明書」を発行する環境を確保する必要があるのではないか。

□　また、その際、免許状所有者と異なる者が、「教員免許証」や発行を受けた「教員免許状情報証明書」を不正使用することを防止する策を講じる必要があるのではないか。このため「教員免許証」や「教員免許状情報証明書」に、偽造防止技術を施してはどうか。

□　併せて、個人情報保護の観点から、現在、各教員免許状に記載されている本籍地情報については、カード化した「教員免許証」に電子的に記録するものの、カードの表裏面や「教員免許状情報証明書」、簡易システム上には表示しないこととしてはどうか。

（イメージ）

◆教員免許状情報証明書（簡易検索システムの表示画面も同様の内容を表示）

教員免許状情報証明書

教員免許状情報照合番号　〇〇〇〇〇〇〇
氏名　〇〇　〇〇
免許状有効期限（修了確認期限）　平成〇年〇月〇日

普通免許状　（旧制度）

免許番号	教科	授与権者
昭〇中一普第〇〇号	社会	〇〇教育委員会
昭〇高一普第〇〇号	公民	〇〇教育委員会

特別免許状（旧制度）　授与都道府県内のみ有効

免許番号	教科	授与権者

臨時免許状　授与都道府県内のみ３年間有効

免許番号	教科	授与権者・有効期限
昭〇高臨第〇〇号	家庭	〇〇〇教育委員会・平成〇年〇月〇日

備考

平成〇年〇月〇日　〇〇〇都道府県教育委員会

Ⅱ．新免許状制度・旧免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実

１．現状と課題

○　上述のとおり、新教員免許状と旧教員免許状に係る制度は、共通点と相違点があり、両制度の正確な理解は容易ではない。

○　ただし、旧教員免許状所有者については、生年月日に基づき免許状更新講習の受講時期や教育委員会への申請時期が定められているため、免許状所有者の生年月日が分かれば、第三者がそれらの時期を特定し、必要な情報提供や助言を行うことが可能である。

○　また、旧教員免許状所有者のうち非現職教員については、たとえ制度の認識不足で免許状更新講習の受講時期や教育委員会への申請時期を逃した場合においても、免許状の有効性が休眠状態となるのみで失効せず、必要時に免許状更新講習を受講することにより有効性を回復することができる。

○　一方、新教員免許状所有者については、所有免許状のうち最も有効期間の満了日の遅い日が基準日となり免許状更新講習の受講時期や教育委員会への申請時期が定まる。このため、免許状所有者から全ての所有教員免許状の提示を受けなければ、第三者がそれらの時期を特定することはできず、必要な情報提供や助言を行うことも困難となる。

○　また、新教員免許状については、非現職教員であっても、免許状更新講習の受講時期や教育委員会への申請時期を逃した場合には、教員免許状が失効する。

○　このため、旧教員免許状所有者が免許状更新講習や教育委員会への申請の対象者である現在に比べ、新教員免許状所有者が免許状更新講習の受講や教育委員会への申請の対象者として加わる平成 29 年頃からは、制度の理解不足や誤解による不本意な失効者が増加する可能性が考えられる。

○　なお、新教員免許状と旧教員免許状の所有者は、いずれも、教員免許状が失効した後に改めて授与を受けることが可能である。しかしながら、その場合には、免許状更新講習の受講に加え、教職課程で修得した単位の証明書（学力に関する証明書）を大学等から取り寄せ、教育委員会に免許状授与の申請手続を行う必要がある。このため、非現職教員については、採用が具体的に

予定されている場合などを除き、失効後に改めて免許状の授与を受けることは少ないと思われる。

○　併せて、旧教員免許状を所有する非現職教員については、受講料を費やして免許状更新講習を受講し免許状の有効性を保とうとする者が減少しているとの指摘がある。このため、近い将来、新教員免許状所有者の失効動向が加わることで、臨時的任用や社会人採用などに向けた潜在的教員人材層が薄くなり、採用活動や教育活動、研修の後補充などに影響が出る恐れが心配されている。

○　また、前述のように、新教員免許状所有者については、最も有効期間の満了日の遅い免許状を紛失した場合、免許状更新講習の受講時期を誤り、受講後の教育委員会への申請時に発覚して、再度、適切な時期に受講し直さなければならない事態となることが心配されている。

○　加えて、新教員免許状所有者が、最も有効期間の満了日の遅い免許状を紛失したことを授与権者に申し出ず、かつ、当該免許状について、本籍や姓名の変更を要するにもかかわらず届出を行っていなかった場合には、免許管理者が、当該免許状情報を把握できない可能性が高い。このため、免許管理者が、本来の受講時期とは異なる免許状更新講習の修了（履修）証明書に基づく申請を受理し、誤認したまま免許状の有効期間を更新する恐れも指摘されている。

２．これまでの議論を踏まえた改善の方向性（案）

○　上記のような事態が懸念される背景には、何よりも、免許状所有者自身が、教員免許更新制度について十分に理解していないことが考えられる。

○　このため、カード化した「教員免許証」の導入に加え、新教員免許状と旧教員免許状に係る制度の相異を踏まえた、個人向けの制度周知方策を、改めて工夫・充実する必要がある。

○　その際、現職教員と非現職教員とでは、教員免許更新制度やその具体の運用に関する情報を得ることのできる環境が異なっていることから、各々の置かれた状況を考慮した対応策を講じるよう留意する必要がある。

○　特に、教員免許更新制度について情報を得にくい立場にある非現職教員は、臨時的任用等のための潜在的な教員人材であることを踏まえ、制度理解の困難さによって、免許状の有効性を保つ意志が揺らぎ更新を諦めることのないよう配慮した策を講じていくことが重要である。

３．具体的な改善方策（案）

○　カード化した「教員免許証」を交付する際には、併せて保存・携帯が可能な形状・形態で、新教員免許状・旧教員免許状に係る各制度の概要や具体の運用の要点を分かりやすく説明した説明資料を附属することが適当である。

（イメージ）

◆制度の要点説明資料

あなたの教員免許状は、「旧免許状」です。

（教員免許状の種類）
教員免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の３種類があります。普通免許状と特別免許状は、授与されてから 10 年間、臨時免許状は３年間有効です。平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された普通免許状と特別免許状は「旧免許状」、平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された免許状は「新免許状」といいます。「旧免許状」所有者が平成 21 年 4 月 1 日以降に新しい免許状を取得しても、「旧免許状」となります。

（免許状更新制度）
「旧免許状所有者」のうち現職教員の方は、教員免許証に記載された「更新講習受講期間」に免許状更新講習を受講し、「修了確認申請期限」までに教育委員会に「修了確認申請」をしなければなりません。期日までに受講・申請をしない場合、「修了確認期限」の翌日、免許状は失効し、教員ではなくなります。ただし、免許状更新講習を受講し免許状の授与申請をして新免許状の授与を受けることにより、再度教員になることはできます。
「旧免許状所有者」のうち現職教員でない方は、過去教員であった場合や、教員として採用予定である場合、採用されることを希望する場合に、免許状更新講習を受

○　また、免許状の授与を受ける以前の教員免許状制度周知機会として、教職課程において教員免許更新制度の概要説明が行われており、これを充実することも考えられる。しかしながら、学生は、まずは免許状の授与を受けられるよう履修を行うことに意識が傾いており、免許状の更新や失効といった将来的な事柄については、実感や現実味が薄い状況にある。

□　このため、教職課程においては、教員への採用が決まった者を中心に、より多く情報提供を行うことが妥当である。その際、教職課程に関わる教職員には教員免許更新制度に詳しい者は多くないと考えられることから、同制度について、教職員と学生双方が理解を深めやすいよう、文部科学省が作成したリーフレットなどを活用・配布することが考えられるのではないか。

□　加えて、採用内定時期においては、任命権者や採用者、服務監督権者が、採用予定者の免許状の有効性を確認することが不可欠であり、その機会を利用して、制度の周知を行うことが適切ではないか。あわせて、初任者研修をはじめとする適時の研修時においても、繰り返し周知を図っていくことが望まれるのではないか。

○　また、免許状更新講習を開設する大学等のホームページには、現職教員・非現職教員が共にアクセスすることから、全ての免許状更新講習開設者において、文部科学省の教員免許更新制度に関するホームページにリンクを張り、関係者が閲覧しやすくすることも制度周知の一助となるであろう。

○　ただし、免許状更新講習については、非現職教員の受講が制度的に制限されており、受講できる場合について講習開設者や文部科学省のホームページで説明されているものの、非現職教員が的確に理解することは難しい状況にある。

○　具体的には、非現職教員のうち、教員経験者や採用予定者は、勤務先や採用先の証明を受けることにより、免許状更新講習の受講対象者として認められるが、採用予定のない受講希望者については、教育委員会に臨時的任用希望登録を行い、その証明を受けることによって受講対象者として認められる運用がなされている。しかしながら、この運用については情報が得づらく、また、教育委員会や学校種によっては、臨時的任用希望登録の仕組みを設けていないため、受講対象者証明を受けられない場合もある。

○　このような現状を踏まえ、非現職教員が免許状更新講習を受けやすい環境を充実するため、免許状更新講習の受講申込者数が定員に達していない場合の追加募集や、受講者が比較的集中しない時期において、講習開設者の判断で、受講対象者証明を得ていない受講希望者に免許状更新講習の受講を認める運用を行うことが適当である。

□　なお、新免許状授与者が免許状更新講習の受講を開始する平成 29 年頃からは、受講者数が、現行の約９万人に対して、数万人程度拡大することが見込まれる。

□　また、新たな認定こども園制度の施行[5]により、幼稚園教諭免許状と保育士資格の双方の所有が義務付けられている保育教諭として勤務するため、幼稚園教諭免許状を所有する保育士による免許状更新講習の受講が増加することも予想される。

□　これらのことから、今後、全国的に必要な免許状更新講習の開設規模を十分勘案しつつ、各講習開設者の可能な範囲で、受講対象者証明を得ていない受講希望者の受講を認める運用を進めていくことが適切ではないか。

□　付言し、本検討会議においては、１学期の途中で授業担当者の免許状の失効・休眠が判明する事例が比較的多いことを踏まえ、対応策として、旧教員免許状に係る修了確認期限や新教員免許状の有効期間を１学期間程度延長し、これに併せて免許状更新講習の受講期間や教育委員会への申請時期を変更する案も検討した。

□　しかしながら、当該対応策は、定着しつつある制度や事務の運用に変更をもたらすため、免許状所有者や学校関係者に混乱をもたらす可能性が高く、また、現在、教育委員会等において徹底して失効等防止の努力が行われていることから、不要との考えに至った。

[5] 平成 27 年 4 月予定